

長門市地域包括支援センター業務
委託法人募集要項

長門市 健康福祉部 高齢福祉課

令和5年8月

目次

I	募集の趣旨	1
II	募集に関する事項について	1
1	募集する地域包括支援センターの概要	1
2	委託業務内容	1
3	人員体制	2
4	運営体制	3
5	運営財源等	4
6	設備要件	4
III	応募手続きについて	4
1	応募資格	4
2	募集説明会	5
3	応募書類	5
4	応募に関する留意事項	6
5	応募書類提出方法	6
6	提出に当たっての留意事項	6
7	ヒアリングの実施	7
IV	委託法人の選定について	7
1	選定方法	7
2	選定結果の通知と公表	7
3	選定の取消等	7
V	委託契約について	7
1	委託契約	7
VI	募集スケジュール	8
VII	その他事項	8
1	協議等	8
2	辞退手続き	9

資料1 地域包括支援センターの地区別担当一覧

資料2 地域包括支援センター業務委託法人募集要項に係る提出書類一覧

資料3 地域包括支援センター業務委託法人選考基準

長門市地域包括支援センター業務委託法人募集要項

I 募集の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助や支援を行うことを目的とした、地域包括ケアシステムの中核となる機関です。

長門市では、現在基幹型機能を併せ持つ直営のセンター1箇所、民間委託による地域型センター2箇所を設置し、より地域に密着した相談対応体制を確保しているところです。

この度、令和6年3月末での委託期間満了に伴い、地域型センター（西圏域）の受託法人を募集します。

II 募集に関する事項について

1 募集する地域包括支援センターの概要【資料1を参照のこと】

圏域	名称（事務所予定地）	地区	第1号被保険者数（※）
西	長門市西地域包括支援センター （長門市油谷保健福祉センター）	日置 油谷	4,360人

※ 第1号被保険者数は、令和5年4月1日現在

注）中央圏域及び東圏域は、市役所本庁舎内及び地域医療連携支援センターで運営します。担当地区は中央圏域が深川・俵山地区、東圏域が通・仙崎・三隅地区とします（第1号被保険者数：中央圏域5,110人、東圏域4,549人）。

2 委託業務内容

（1）包括的支援事業

- ① 第1号介護予防支援事業
- ② 総合相談支援事業
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

（2）指定介護予防支援事業

- ① 指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）の実施

(3) (1)、(2)の業務を行うために必要な担当圏域の事業

- ① 介護予防普及啓発事業
- ② 地域ケア個別会議の運営
- ③ 生活支援体制整備事業への参画
- ④ 認知症初期集中支援チーム員としての活動
- ⑤ 家族介護支援事業
- ⑥ その他必要と認められる業務

上記(1)～(3)の事業に加え、法令等の改正に伴い追加される事業も含まれます。

3 人員体制

(1) 包括的支援事業

包括的支援事業に従事する職員は、以下の①、②、③の資格を有する職員を各1人以上配置するものとし、その中から1人を管理者として選任するものとします。

① 保健師またはこれに準ずる者

保健師に準ずる者として、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有し、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士またはこれに準ずる者

社会福祉士に準ずるものとして、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者

主任介護支援専門員に準ずるものとして「ケアマネジメントリーダー活動支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(2) 指定介護予防支援事業

包括的支援事業の人員配置とは別に、指定介護予防支援事業が適切に実施できるよう職員を1名以上配置するものとします。なおこの担当職員は、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するなど、指定介護予防支援に関する知識を有し、県が実施する介護予防支援に関する研修を受講するなど、必要

な知識及び能力を有する者。

(3) 人員配置における留意点

- ① 包括的支援事業に従事する職員は常勤専従とし、指定介護予防支援事業を含む他の事業との兼務は、原則認めないものとします。ただし、包括的支援事業が適正に実施できることを前提に他の事業との兼務を可とします。(この場合、兼務の状況に応じて市からの委託料を費用按分することがあります。)
- ② 包括的支援事業に従事する職員について、中途退職等により欠員が生じた場合、あるいは育児休暇又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充してください。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において、予め市へ報告し、事前に承認を得た場合はこの限りではありません。
- ③ 応募時点において、配置予定職員が内定していない場合、様式8の提出は不要ですが、受託法人に選定された場合は、速やかに配置予定職員を選定し、提出してください。

4 運営体制

(1) 業務対応時間等

- ① 窓口開設日 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)
- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 相談等の受付時間 24時間連絡可能な体制を確保すること

注) 業務時間以外であっても、地域住民や関係団体等との会議等への出席が必要となる場合があります。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分配慮すること。

(3) 法令等の遵守

包括的支援事業の実施に当たっては、以下の通知及びマニュアルを遵守して実施するものとします。

- ① 地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号)
- ② 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日老計発1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号)
- ③ 地域包括支援センターマニュアル(一般財団法人長寿社会開発センター)
- ④ 地域ケア会議運営マニュアル(一般財団法人長寿社会開発センター)

注) 以上の通知及びマニュアルについては、最新のものを優先してください。

5 運営財源等

(1) 運営財源

センターの運営は、本市からの委託料と介護報酬で賄うこととします。

① 包括的支援事業に係る業務委託料

63,762,000 円（3年間の上限額）

令和6～8年度	21,254,000 円（上限）
---------	------------------

(2) 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

基本単位 4,380 円/件

初回加算 3,000 円/件

注）介護予防サービス計画費は受託法人の収入となります。

(3) その他の事業（委託料）

別途委託契約を締結します。

(4) 運営財源等における留意点

① センターの開設準備に係る費用は、原則、受託法人の負担とします。

② 上記（1）（2）の事業及び（3）の個々の事業については、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

③ 上記（1）の委託料については、毎年度事業費の決算額をもって精算を行い、残額が生じた場合は市に返還するものとします。ただし、契約金額を上回る精算は行わないものとします。

④ 上記（1）の事業について、既定の人員体制を満たさなかった場合はその期間に応じて委託料の減額を行うことがあります。

6 設備要件

センターで利用する電話回線、パーソナルコンピューター、プリンターの設置及びインターネット接続環境を構築すること

Ⅲ 応募手続きについて

1 応募資格

次の要件を満たす長門市内に事業所を有する法人とします。

(1) 応募する担当圏域内にセンターを設置できること

(2) 総合事業及び包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること

(3) 市内において、3年以上の介護保険サービスの提供実績があること

(4) 法人税、消費税、都道府県税並びに市町村税の滞納がないこと

(5) 法第115条の22第2項に規定する指定介護予防支援事業者の欠格事由に該

当しないもの

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限される者でないこと
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225）に基づく手続きを行っていないこと
- (8) 役員が、過去 5 年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (10) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条又は第 180 条の 5 第 6 項の議員、長または委員会委員の兼業禁止規定に抵触しないこと
- (11) 保健福祉、防災等地域福祉の幅広い分野・施策において、市及び圏域内の関係団体等と連携ができること

2 募集説明会

(1) 募集説明会

募集に関する説明会を下記のとおり開催します。

開催日：令和 5 年 9 月 1 日（金）

時 間：午後 2 時から午後 3 時まで

場 所：長門市役所 3 階会議室

(2) 参加申込

別紙「長門市地域包括支援センター業務委託法人募集説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、令和 5 年 8 月 28 日（月）午後 5 時までに提出してください。

【長門市高齢福祉課地域包括ケア推進室 F A X : 0837-22-3680】

(3) 質問

募集要項に対する質問がある場合は、「募集内容・募集条件に対する質問（様式 10）」に質問内容を記入し、電子メール【hokatsu@city.nagato.lg.jp】へ提出してください。なお、電話や F A X での質問は受け付けません。

受付期間は、令和 5 年 8 月 25 日（金）から 9 月 22 日（金）まで

3 応募書類

- (1) 長門市地域包括支援センター業務委託法人応募申込書（様式 1）
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 役員名簿（様式 3）

- (4) 法人概要及び法人実績（様式4）
- (5) 地域包括支援センター運営に関する事項（基本方針）（様式5）
- (6) 地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）（様式6）
- (7) 地域包括支援センター運営に関する事項（収支計画書）（様式7）
- (8) 地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）（様式8）
- (9) 地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）（様式9）
- (10) 募集内容・募集条件に対する質問書（様式10）
- (11) 辞退届（様式11）
- (12) 法人の定款又は寄附行為等
- (13) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（応募の3ヶ月以内に発行されたもの）
- (14) 法人に係る直近3年分の財産目録、賃借対照表及び事業活動収支計算書
- (15) 納税義務がある法人については、滞納がないことの証明書（最新年度のもの）

4 応募に関する留意事項

- (1) 書類提出期間内に限り、提出した書類の差替・訂正等は認めますが、提出期限後は一切受け付けません。
- (2) 提出後、提出書類について理由を問わず返却しません。
- (3) 書類提出に係る一切の費用は、応募法人の負担とします。
- (4) 提出書類については、長門市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく公開対象となる場合もありますので、ご注意ください。
- (5) 応募を辞退する場合は、「辞退届（様式11）」を高齢福祉課地域包括ケア推進室に提出してください。
- (6) 応募した法人が、応募書類提出日から委託法人決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査及び選定の対象から除外します。
 - ① 書類提出期間内に応募書類がすべて提出されなかった場合
 - ② 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 選定にあたり働きかけを行う等の目的で、応募した法人又はその関係者が、本市職員及び運営協議会の委員と直接又は間接に接触した場合

5 応募書類提出方法

令和5年9月4日（月）から令和5年10月2日（月）まで（土日祝日を除く）午前9時から午後5時までに、高齢福祉課地域包括ケア推進室（長門市役所内）にご持参ください。郵送その他の方法での提出は不可とします。

6 提出に当たっての留意事項

- (1) A4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼付してく

ださい。書類に直接インデックスを貼付するのではなく、前に白紙を挿入し、インデックスを貼付してください。なお、インデックスについては、資料2「長門市地域包括支援センター業務委託法人募集要項に係る提出書類一覧」を参照し、正本及び副本についてそれぞれ①から⑬までインデックス表示のとおり添付するものとします。

- (2) A4縦型フラットファイルの表紙及び背表紙には、以下のとおり記載してください。

長門市地域包括支援センター業務応募申請書類一式【西圏域】【法人名】

- (3) 提出書類のサイズは全てA4版で、図面等A3版の資料はA4サイズに折り込んでください。なお、資料は片面印刷で、両面印刷は不可とします。
- (4) 提出部数 正本1部 副本5部（副本については、各様式、各証明書等正本の写しで可）

7 ヒアリングの実施

応募法人に対するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を令和5年10月下旬に実施する予定です。なお、ヒアリング等の詳細については、提出期限後、応募法人に別途通知します。

IV 委託法人の選定について

1 選定方法

本市が設置する選考委員会において、資料3「地域包括支援センター業務委託法人選考基準」の項目ごとに審査し、受託候補者の選定を行います。その後、長門市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認を経て、総合的に最も評価の高い法人を受託法人として選定します。

2 選定結果の通知と公表

選定結果については、令和5年12月上旬に応募法人へ書面にて通知するとともに、市ホームページで公表する予定です。なお、審査内容に関する問い合わせについては、一切受け付けません。

3 選定の取消等

受託法人の選定後であっても、応募申請の内容に虚偽又は重大な乖離がある場合は、選定結果を取り消すことがあります。その際の費用弁償には一切応じません。

V 委託契約について

1 委託契約

地域包括支援センター業務に係る委託契約は以下のとおりとします。

- (1) 契約日 令和6年3月1日
- (2) 事業開始日 令和6年4月1日
- (3) 契約方法 選定された委託法人との随意契約
- (4) 委託期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

委託契約については単年度契約とし、毎年度本市と受託法人が委託契約を交わすこととします。ただし、センターの公正かつ中立な運営を確保するため本市が設置した運営協議会が、委託業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、並びに介護保険法及び関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日前に契約を解除できるものとします。

(5) 委託料の支払い

受託者の請求により支払います。支払の時期、方法については契約等にてこれを定めます。

VI 募集スケジュール

1 募集要項の配布	令和5年8月25日
2 募集説明会の開催	令和5年9月1日
3 質問受付期間	令和5年8月25日から9月22日まで
4 応募受付開始	令和5年9月4日
5 応募受付終了	令和5年10月2日
6 応募法人へのヒアリング	令和5年10月下旬
7 応募法人の決定通知	令和5年12月上旬
8 委託法人との契約締結	令和6年3月1日
9 委託法人への業務研修	令和6年3月
10 センター業務開始	令和6年4月1日

VII その他事項

1 協議等

本市は選定結果の通知後、選定した委託法人候補と委託契約締結・業務開始に向けて協議するものとします。協議において必要な書類があれば、本市から委託法人候補に対して適宜準備を依頼します。

なお、その資料を準備するために必要な費用は、全て委託法人候補の負担となります。

2 辞退手続き

選定結果の通知後、委託法人候補が受託の辞退、あるいは人員体制、設備の欠格等で本市が委託できない事故が生じたことにより、本市に損害が生じた場合は、本市は委託法人候補に対し、その費用を請求することがあります。

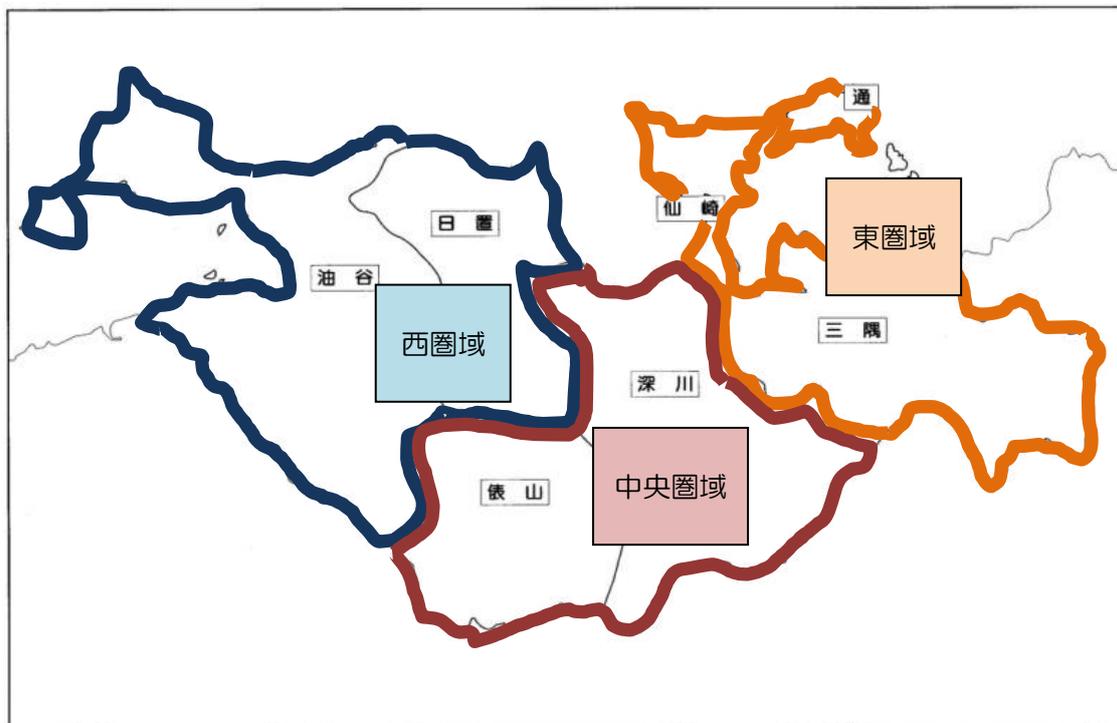
地域包括支援センターの地区別担当一覧

(単位：人、%)

種類	名称（事務所予定地）	地区	総人口	第1号被保険者数	高齢化率
基幹型 地域包括支援 センター	長門市地域包括支援センター （長門市役所本庁舎）	深川	12,175	4,619	37.9
		俵山	901	491	54.5
委 託 地域型 センター	長門市東地域包括支援センター （長門市地域医療連携支援センター）	通	993	628	63.2
		仙崎	3,972	1,786	45.0
		三隅	4,820	2,135	44.3
	長門市西地域包括支援センター （長門市油谷保健福祉センター）	日置	3,445	1,537	44.6
		油谷	5,022	2,823	56.2

※令和5年4月1日現在 住民基本台帳及び介護保険事業報告から

【地域包括支援センターの地区】



《資料 2》

地域包括支援センター業務委託法人募集要項に係る提出書類一覧

NO	インデックス 表示	種別	書類名・資料名
1	①申込書	様式 1	長門市地域包括支援センター業務委託法人応募申込書
2	②誓約書	様式 2	誓約書
3	③役員名簿	様式 3	役員名簿
4	④法人概要	様式 4	法人概要及び実績
5	⑤基本方針	様式 5	地域包括支援センター運営に関する事項（基本方針）
6	⑥事業方針	様式 6	地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）
7	⑦収支計画	様式 7	地域包括支援センター運営に関する事項（収支計画書）
8	⑧職員確保	様式 8	地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）
9	⑨危機管理	様式 9	地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）
10	⑩定款		法人の定款又は寄附行為等
11	⑪登記簿本		法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
12	⑫財産目録		法人に係る直近3年分の財産目録、貸借対照表及び事業活動収支計算書
13	⑬納税証明		滞納がないことの証明書

別表第2（第6条関係）

地域包括支援センター業務委託法人選考基準

評価項目		配点	評価点
1	運営に関する事項（基本方針）	25	
	（1）設置の趣意及び運営方針	(15)	()
	（2）職員の人材育成	(10)	()
2	運営に関する事項（事業方針・事業計画）	60	
	（1）介護予防ケアマネジメント業務への取組	(10)	()
	（2）総合相談支援業務への取組	(10)	()
	（3）権利擁護業務への取組	(10)	()
	（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務への取組	(10)	()
	（5）指定介護予防支援事業への取組	(10)	()
	（6）その他、地域包括支援センターの運営にあたっての取組	(10)	()
3	運営に関する事項（人員配置）	30	
	（1）職員の確保	(30)	()
4	運営に関する事項（危機管理）	15	
	（1）個人情報保護の措置	(5)	()
	（2）災害時・緊急時の対応	(5)	()
	（3）苦情処理の体制	(5)	()
5	法人の状況	30	
	（1）法人の事業実績	(15)	()
	（2）法人の経営状況	(15)	()
合 計		160	

【問い合わせ先】

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

長門市 健康福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進室

電話：0837-23-1244

FAX：0837-22-3680

E-mail：hokatsu@city.nagato.lg.jp

担当：吉田 上野